

平成16年4月7日
農林水産省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第6回家きん疾病小委員会に関する概要について

1 日時

平成16年4月7日（水）13:00～16:10

2 場所

農林水産省消費・安全局仮設庁舎会議室

3 概要

（1）事務局から、国内における発生状況と防疫対応の状況、海外における発生状況と輸入検疫対応の状況、3月16日に鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合により取りまとめられた「鳥インフルエンザ緊急総合対策」等の取組について報告するとともに、3月29日に開催された「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」の概要について報告した。

（2）今後の対応について

① 防疫対応について

・ 京都府での発生に係る防疫対応について、現在実施している第2次清浄性確認検査で異常が認められなければ搬出制限を解除し、さらに異常の報告がなければ、最終防疫措置の完了から21日を経過する4月13日午前0時に、全ての移動制限を解除して差し支えないこととされた。

② 発生農場由来の畜産物の取扱いについて

・ 発生農場由来の家きん肉及び家きん卵の取扱いについては、一般に食鳥処理場あるいはGPセンター等で食用に処理されたものは、ウイルスに汚染している可能性や、これを通じて家きんがウイルスに曝露される可能性が低いことから、家畜衛生の観点から、原則として回収する必要はないこととされた。

③ 高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルの見直しについて

ア 都道府県で実施するモニタリングを強化するため、各県1農場から、各家畜保健衛生所1農場に対象を増やすこととされた。

イ 発生農場及びその周辺について実施する、感染経路究明のための疫学調査の方法について、具体的に規定することとされた。

ウ 移動制限区域内の清浄性確認検査の検査手法について、これまでに実施された検査の手法を具体的に規定することとされた。

④ ワクチンについて

・ 事務局より、食品安全委員会から示された、ワクチンに関する留意すべき点を報告し、今後、ワクチンについて養鶏業者の意見も聞きつつ引き続き検討することとされた。

（5）その他

・ 動物衛生研究所山口委員より、タイで分離されたウイルスと、我が国で分離されたウイルスとを比較した結果について、相同性は低く、異なる遺伝子型と判定されたとの報告があった。

[会議資料] [PDF]

【問い合わせ先】

消費・安全局衛生管理課国内防疫班

担当：小倉(内3202)、伏見(内3223)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（代表）、03-3502-8206
(直通)

FAX：03-3502-3385